

# 公益社団法人群馬県助産師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人群馬県助産師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県太田市に置く。

- 2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、助産師の専門性にに基づき、人々のニーズに応えるべく助産及び母子保健領域の活動の開発・展開を図り、あわせて、助産師職の質の向上に努め、助産師が安心して働き続けられる環境づくりを推進し、もって群馬県民の健康な生活への実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
  - (2) 次世代育成支援に関する事業
  - (3) リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の尊重、普及、活動に関する事業
  - (4) 助産師の資質の向上及び助産師育成に関する事業
  - (5) 助産及び母子保健の調査・研究及び情報収集に関する事業
  - (6) 助産師の労働環境等の改善及び福祉の向上による県民の健康及び福祉の増進に関する事業
  - (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、群馬県において行うものとする。
  - 3 第1項の事業を行うに際し、関連団体との相互協力及び連携を図るものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1)正会員 助産師の免許を有し、かつ本会の目的に賛同して入会した者。
  - (2)名誉会員 正会員であった者で、本会に顕著な功労のあった者について理事会の推薦により、本人の承諾を得て総会において承認された者。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)に規定する社員とする。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込用紙により、第34条に定められた所属を経て申し込むものとする。

(会費)

第7条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、すべての正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 助産師の資格を喪失したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(3) 正当な理由なく6ヶ月以上会費を滞納したとき。

(4) すべての正会員が同意したとき。

## 第4章 総会

(構成及び議決権)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 定款の変更

(6) 本会の解散

(7) 理事会において総会に付議した事項

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(定期総会及び臨時総会)

第13条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の定期総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

3 定期総会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 法令に別段の定めがある場合を除き、理事会において開催の決議がなされたとき。

(2)すべての正会員の10分の1以上から、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

5 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催1週間前までに公表し、会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令が定める参考書類及び議決権行使書面を添えて2週間前までに通知しなければならない。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会前の理事会ですべての正会員の中から推薦し、総会において承認を得る。

(定足数)

第16条 総会は、すべての正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第17条 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、すべての正会員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)本会の解散

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により書面で表決した者又は表決を委任した者は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事録は法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、保存する。

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上17名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を総務担当理事、2名を財務担当理事、3名を専門部会担

当理事、8名以内を地区支部理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち、11名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事会は会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事、専門部会担当理事、地区支部理事及び業務執行理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長及び副会長を選定する方法によることができる。会長及び副会長以外の理事の選定についても、総会で候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この本会を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要とあると認めるときは、意見を述べることができる。

4 監事は、前3項のほか監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第27条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の決議により会長が委嘱する。

3 顧問は重要事項について会長の諮問に応ずる。

## 第6章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事、専門部会担当理事、地区支部理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第 30 条 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。

(定足数)

第 31 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、法人法 第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の 議事録に署名又は、記名押印する。

## 第 7 章 組織構成及び専門部会

(組織構成)

第 34 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、地区支部を置く。

2 前項の地区支部の組織及び運営については理事会で別に定める。

(専門部会)

第 35 条 本会に、助産所部会、保健指導部会及び勤務助産師部会を置く。

2 助産所部会は、助産所を開設し、入院分娩及び出張分娩を業とする会員とその助産所に勤務する会員から組織し、助産所を開設し又は運営する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。

3 保健指導部会は、主として保健指導を業とする会員をもって組織し、保健指導に従事する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。

4 勤務助産師部会は、主として病院・診療所等に勤務する会員をもって組織し、病院・診療所等に勤務する助産師の活動に関する事項を検討し、理事会に報告する。

5 正会員は、助産所部会、保健指導部会又は勤務助産師部会のいずれかに所属するものとする。

6 各部会の運営に関し必要な事項については、理事会で別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第 37 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の会計の慣行に従うものとする。

(資産の管理)

第 38 条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て定期総会に報告するものとする。変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 4 第1項各号及び前項各号の書類並びに会員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 5 貸借対照表は定期総会終結後遅滞なく、公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 41 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に定める書類に記載するものとする。

(会計の規定等)

第 42 条 本会の会計に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会において、すべての正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第 44 条 本会は、総会において、すべての正会員の議決権の3分の2以上の決議又はその他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告

(公告の方法)

第 47 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

## 第11章 規則

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事である会長は鈴木せい子とし、業務執行理事は山本静江、関口雅美、真下由利子、須藤美佐代、古澤弘子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。